

犬が人を咬んでしまったら



●ケガの手当や病院への 搬送に誠意を持って

②犬を落ち着かせて 隔離する



◎東京都動物の愛護及び管理に関する条例

第1条(目的)

この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、都民の動物 愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を 防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

❸24時間以内に届け出る



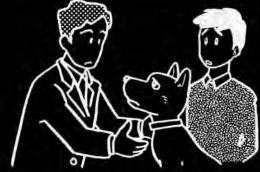
犬による事故の発生届出は

23 区	区の保健所
多摩地域	動物愛護相談センター多摩支所
八王子市	八王子市保健所
町田市	町田市保健所
島しょ地域	島しょ保健所各出張(支)所

犬が連れて行かれちゃう という心配はありません



◆48時間以内に獣医さんに 大を検診してもらう



その年度の狂犬病予防注射が済んでいるかどうか必ず 申告すること。

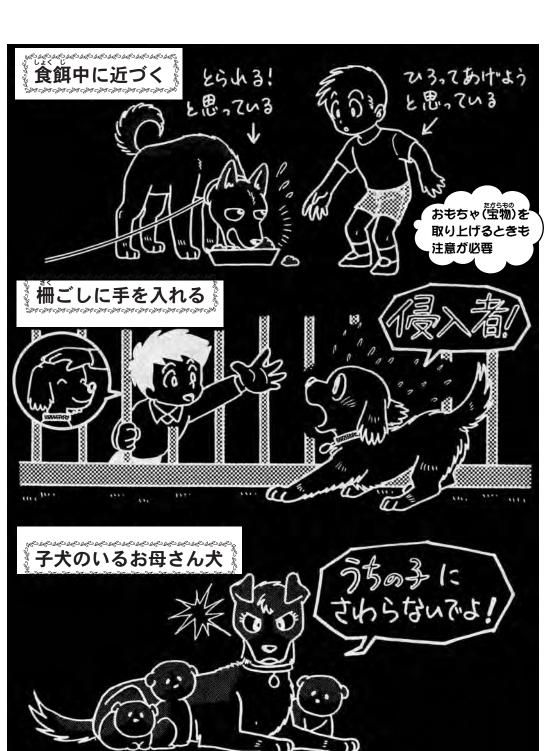
第29条 (事故発生時の措置)

1 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生の時から24時間以内に、知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その犬が人をかんだときは、事故発生の時から48時間以内に、その 犬の狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない。

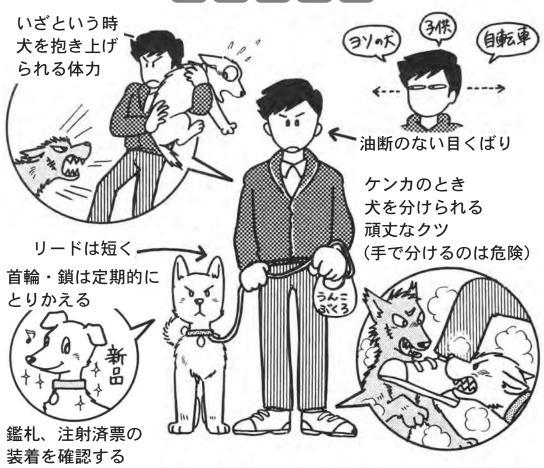
こんなときに咬まれやすい





事故を起こさないために

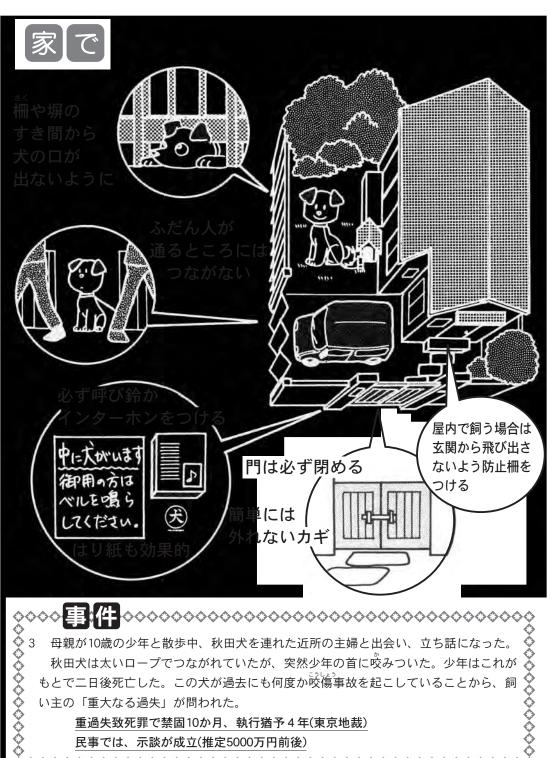
散歩のとき



>>>>事:件>>>>>>>>>

- 1 犬の引き綱を外し、空地で遊ばせていたところ、犬が4歳の少女の顔などを咬み、重症を負わせた。少女は1か月間入院し、その後1年近く通院したが、顔や頭に10か所もの傷が残った。 犬の飼い主に対し、慰謝料など総額1119万円の支払命令(大阪地裁)
- 2 犬をクサリにつないで散歩中、放れた状態の犬とケンカになり、分けるために自分の 犬を抱き上げようとした飼い主が、どちらかの犬に右腕を咬まれた。1か月の重傷。

犬を放していた飼い主に対し、慰謝料など23万円の支払命令(大阪地裁)



民事では、示談が成立(推定5000万円前後)

咬みグセのある犬には

犬がなぜ咬むのかを考えてみましょう!

犬のしつけは、もちろんですが、身体の不調など、咬む原因が何であるか飼い主が正しく理解することが重要です。

犬の訓練士や獣医師、動物行動学の専門家などに相談してみることもよいでしょう。

重大な事故が起こる前に犬の気持ちになって考えてみませんか?

動物の飼い方などの相談窓口

23区にお住まいの方	最寄りの保健所
	動物愛護相談センター 03(3302)3507
多摩地域にお住まいの方	動物愛護相談センター多摩支所 042(581)7435
八王子市にお住まいの方	八王子市保健所 042(645)5111
町田市にお住まいの方	町田市保健所 042(722)0621
島しょ地域にお住まいの方	最寄りの島しょ保健所各出張(支)所

動物愛護相談センターホームページ

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/douso/index.html

発行:東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/

印刷:社会福祉法人 東京コロニー 大田福祉工場

登録番号 (24)138 平成24年 9 月発行